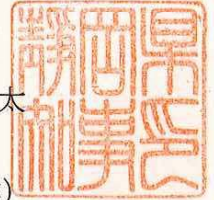




環 生 第 193 号
平成 28 年 8 月 17 日

富士製紙協同組合
代表理事 山田 信英 様

静岡県知事 川勝 平太



「富士製紙協同組合焼却施設 4 号機設置事業（焼却施設の変更の事業）
に係る環境影響評価事後調査計画書」に関する意見について

平成 28 年 7 月 19 日付けで送付された標記事後調査計画書に対し、静岡県環境影響
評価条例第 35 条第 1 項の規定に基づき環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述
べます。

担 当 くらし・環境部 環境局
生活環境課 環境影響評価班
電話番号 054-221-2268
FAX 番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「富士製紙協同組合焼却施設 4 号機設置事業（焼却施設の変更の事業）
に係る環境影響評価事後調査計画書」に関する意見について

平成 28 年 8 月

静岡県

はじめに

富士製紙協同組合は、古紙を再生した紙を生産する際に生じるペーパースラッジを焼却するために富士市内の中小製紙会社が出資者となり昭和48年11月に設立した協同組合である。

本組合は、設立背景が類似する岳南第一製紙協同組合等との合併を予定しており、これに伴い、ペーパースラッジの処理が集約化され、処理量の増加が見込まれることから、本組合の敷地内に新たに焼却施設4号機の設置を計画している。

現在、本組合の既存施設でのペーパースラッジの処理量は、540 t/日(180t/日、3基)であるが、新たに600 t/日の焼却施設を増設する計画である。

本計画の事業実施区域は、愛鷹山自然環境保全地域及び富士箱根伊豆国立公園普通地域の周辺に位置しており、スギ・ヒノキ等の森林に囲まれ、自然環境に恵まれている。

また、事業実施区域の周辺の桑崎地区等には、地域住民が生活していることから、自然環境だけでなく、生活環境にも影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要である。

以上のことから、この豊かな自然環境と生活環境を保全するため、事後調査の実施に当たっては、環境保全上の問題が生じていないか十分に把握し、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じることで周辺環境に及ぼす影響の回避、低減に努めていきたい。

I 全般的事項

- 1 予測し得ない環境への著しい影響が懸念される場合や新たな希少種が確認された場合には、専門家の指導及び助言を得ながら状況を把握し、事後調査を実施すること。また、必要に応じて、環境保全措置を講じること。
- 2 事業者は、本事業が環境に及ぼす影響について再認識し、事業実施に当たっては、工事関係者への環境影響に関する教育及び指導を徹底すること。

II 個別事項

1 大気質

大気汚染物質の最大着地濃度出現位置周辺の谷部においては、局所的に排出ガスが滞留し、自然環境に影響を及ぼすおそれがあることから、事後調査を実施すること。

2 水質

- (1) 工事排水による河川の水質の変化は、水生生物への影響が大きいため、新たな希少種が確認されたことを考慮して、千束川への放流水の水質(pH、濁度)に係る自主管理値を再検討すること。
- (2) 事業実施区域周辺には桑崎水源地を利用している住民がいることから、地下水の水質及び水位に係る事後調査を実施すること。

3 動物・植物

- (1) 動植物の追加調査結果については、調査終了後、本体工事着手前までに事後調査報告書にまとめ、県及び富士市へ報告すること。なお、報告書には、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討結果を記載すること。
- (2) カジカガエルをはじめ注目すべき動植物については、専門家の指導及び助言を得ながら調査を実施すること。